

開 会

審議官 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員、総数 20 名のうち半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第 1 回離島振興対策分科会を開会いたします。

私は国土交通省都市・地域整備局で離島振興を担当いたしております審議官の坂山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当分科会は、中央省庁等改革によりまして昨年、発足いたしました国土審議会のもとに置かれた分科会でございます。皆様方には御多忙の中、本日の分科会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

早速ですが、分科会を始めます前にお手元の資料を確認させていただきます。

議事次第の下の方に配布資料の一覧を書いております。資料 1 が委員名簿でございます。

資料 2 が運営規則、資料 3 が離島振興の成果と現状、資料 4 が離島の果たす多面的役割ということで 1 枚紙と冊子を、クリップで止めております。あと、指定解除の関係の資料 5 と資料 6 です。

それから、参考資料が 4 種類ございます。過不足等ございましたら御指示いただければと思います。

委 員 紹 介

審議官 それでは、まず本日は第 1 回の分科会でございますので、議事に先立ちまして、当分科会の委員及び特別委員に御就任いただきました皆様を御紹介させていただきます。

資料 1 の分科会の名簿をごらんください。

まず国土審議会の委員から離島振興対策分科会委員に、中山正暉委員に御就任いただいております。

次に離島振興対策分科会特別委員の皆様ですが、衆議院より御推薦の委員といたしまして、久間章生委員。

虎島和夫委員。

細田博之委員。

川内博史委員。

荒井聰委員。

白保台一委員に御就任いただいております。

参議院より御推薦の委員といたしまして、林芳正委員。

松谷蒼一郎委員。

高橋千秋委員。

福本潤一委員に御就任いただいております。

次に都道府県知事の委員といたしまして、澄田信義委員。

金子原二郎委員。

須賀龍郎委員。

市町村長の委員といたしまして石塚英夫委員。

出川長芳委員。

木下良一委員に御就任いただいております。

最後になりましたが、学識経験者の委員といたしまして地井昭夫委員。

堀一委員。

阿比留勝利委員に御就任いただいております。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様を御紹介いたしました。

どうぞよろしくお願いたします。

分科会長の選出及び分科会長代理の指名

審議官 次に、議事次第に沿いまして分科会長の互選に入りたいと思います。

分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから委員及び特別委員が選挙するとなっておりますが、当分科会の委員は中山先生お1人でございます。分科会長は中山委員にお願いいたしたく存じますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

審議官 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、中山委員に分科会長に御就任いただきたいと思
います。

これからの議事進行につきましては、どうぞよろしくお願いいいたします。

どうもありがとうございました。

会長 それでは、議事進行を、分科会長として皆様方の御協力を得たいと思
います。

御紹介いただきましたように、私は中山正暉でございます。

私は大阪の大都市出身でございまして、あまり島には関係がないのでござい
ますが、しかし、私は離島を大変大事に思っております。日本は6,852の島で構成されて
おります、この「大和島根」、特に私の大阪も昔は大きな浪速の湾であったよう
でございまして、今は区の名前に福島とか、都島とかいう島の名前が残って
おりますが、大体浪速の八十島といわれて淀川の堆積平野でござい
ますために、淀川の運んでまいりました土砂で浪速の八十島が埋
まって、大阪には東成、西成というところがありますが、陸になって
いったところを東成区、西成区と「成」という字で陸地になったところ
を名称として残しておるよう
でございます。

そんな意味で、大変個人的なことを申し上げて恐縮でござい
ますが、私は新婚旅行にも、結婚しましたとき、隠岐島へ、その
ころは白浜とか、熱海とか、そういうところが新婚旅行の名所
でございましたが、隠岐島に新婚旅行に行きましたり、学生時代
に、私は伊豆七島の中の式根島、あそこには地鉦温泉とか足付
温泉、安政の大地震で新島と式根島がひっついておりましたの
が離れたよう
でござい
ます。ちょうど開国のときにあたってお
りまして、プチャーチンが乗ってきたロシアの船が沈没をした。
そんな大地震のときに式根と新島が離れたよう
でござい
ますが、そんな意味で、私は常日ごろから離島は我が国の領海
の確保及び癒しの場の提供という形で、国家的、国民的に大き
な役割を担ってきたと思
っております。これを大切にしなければなら
ないという認識を持
っておりまして、離島地域の振興につ
きましては、昭和28年に議員立法により
まして制定された離島振興法に基づ
き、各種の振興施策が講じられてまい
りました。法制定から50年間の節目を
迎えるにあたり、また、種々の環境
変化の中で、離島振興のあり方につ
いて検討していかなければなら
ない時期を迎えております。

当分科会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する場
でございまして、委員各位の忌憚のない御意見を大いに開陳
していただきまして、今後の離島振興に役立ててまいり
た

いと思います。

本日は、主要な議題として離島振興の成果と現状及び今後の離島振興のあり方と、山口県角島の指定解除についての御審議をいただきたいと存じます。

時間も限られていることでございますので、円滑な議事の進行につきまして、よろしく御協力のほどをお願い申し上げましてごあいさつにかえたいと存じます。どうぞよろしく願いいいたします。ありがとうございました。(拍手)

それでは、早速でございますが、次第によりますと、次は分科会長代理を指名することとなっております。私といたしましては、まことに恐縮でございますが、離島地域全般に関する幅広い御見識をお持ちの地井委員に分科会長代理をお願いをいたしたいと存じます。地井委員、よろしゅうございますでしょうか。

会長代理 よろしく願います。

会長 ありがとうございます。(拍手)

それでは、地井委員に分科会長代理をお願いすることといたしたいと思います。

先生、一言ごあいさつをいただけますでしょうか。

会長代理 広島大学の地井でございます。

また、離島の今後の振興等については、後ほどまた機会があろうかと思うのですが、そこで述べさせていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

国 土 交 通 副 大 臣 あ い さ つ

会長 それでは、国土交通副大臣のごあいさつをお願いいたしたいと存じます。佐藤副大臣、よろしく願います。

副大臣 御紹介いただきました副大臣の佐藤静雄です。

きょうは第1回目の国土審議会離島振興対策分科会になりますけれども、委員に就任をいただき、また、ただいまは中山会長に就任いただき、ありがとうございました。

会長から今、お話があったとおり、28年に離島振興法ができて、その社会資本整備、その他島に関するいろんなことに対して国家としてもいろんな面でやってまいったつもりであります。

しかし、今、見てみますと、それぞれの島から多くの方々がどんどん出ていく、さらに

高齢化がどんどん進んでいく。そういう状況の中にあるわけであります。しかし、島があるおかげで、日本の国というのは国土の12倍も経済水域を持ち、国家にとって非常に大切な役割を果たしていただいております。さらに今、島が人々の癒しの場所として、人々がみんな家族で行って、友達で行って、友情の再生の場所として、家族のきずなをつくる場所として、また、非常に観光の場として多くの方々に期待をされている場所でもあります。

今、ここで、もう1回、島の今までの役割、これからの役割を見ていただいて、そして国家として非常に大事なこの島をこれからどうやって振興させていくのか。そのことを考えることが非常に大切なときを迎えているのだと思っております。

来年3月に離島振興法が期限が来るわけでありますけれども、今、中山会長からお話があったとおり、どうぞひとつ、いろんな面から御審議いただいて、これからも離島の国家的、国民的な役割を果たしていけるように、またひとつ、次に向けてのいろんな御意見をお願いをいたしたいと思っております。

どうぞこれからもまた何かとお世話になりますけれども、いろいろと御指導いただけますようお願いを申し上げます、一言ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

会長 どうもありがとうございました。

議 事

(1) 国土審議会離島振興対策分科会運営規則について

会長 それでは、これから議事に入ります。

まず、本分科会の運営規則についてでございますが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明させていただきます。

資料2の国土審議会離島振興対策分科会運営規則(案)について御説明いたします。

簡単に御説明させていただきますが、まず運営規則第1条は、会議の招集についての規定でございます。

第2条は、やむを得ない場合、書面による議事、いわゆる持ち回り会議を可とする規定でございます。

第3条は、会議の議事運営についての規定でございます。

次の第4条は、議事の公開についての規定でございます。

会議議事録は原則公開することとなっております。

第5条は、調査審議上、必要があると認める場合に、委員等以外の者の出席を求めることができるということに関する規定でございます。

第6条は、分科会のもとに部会を置くことができるということについての規定でございます。

第7条は雑則となっております。

運営規則につきましては、概略以上のとおりでございます。

会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、御異議がないようでございますので、運営規則については、資料2のとおり
に決めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

会長 ありがとうございます。

それでは、これから本日の主要な議題に入ります。

離島振興の成果と現状及び今後の離島振興のあり方、及び山口県角島の指定解除について
の2つでございます。

(2) 離島振興の成果と現状及び今後の離島振興のあり方

会長 まず1つ目の離島振興の成果と現状及び今後の離島振興のあり方を御審議いただく
に際し、事務局に関係資料の説明を求めたいと思います。事務局どうぞ。

事務局 それでは、資料3並びに4に基づきまして、離島振興の成果と現状及び離島の
果たす多面的な役割等について簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず資料3でございます。

離島振興の成果と現状ということで、幾つか指標をまとめさせていただいております。

頭の方に掲げてございますように、これまでの離島振興施策により、離島地域におきま
しては、各種基盤整備が進められ、生活環境が改善されるなど着実に成果があがってきて
おります。しかし、人口減少や高齢化の進行をはじめとして、離島を取り巻く環境には依

然として厳しいものがあるということを掲げさせていただいております。

中をおめくりいただきます。

先ほど来、御指摘がございましたように、人口及び高齢化率の推移の比較が1ページでございます。

それから2ページ目は、所得水準の推移でございます。全国との格差は縮まってきておりますが、まだ全国の7割程度という状況になってございます。

それから、3ページ目でございますが、污水处理施設整備率につきまして、全国と離島の平均を出させていただいております。平成12年度で全国71.4に対しまして、離島は現行13.9という状況になってございます。

それから、一方で道路等改良、改善を着実に進めさせていただいております。道路につきましては、まだ全国には及ばないものの、徐々に改善が進んでいるところでございます。

以下、財政力指数の推移、これは各委員、御案内のような状況でございます。

6ページ、7ページにつきまして、離島の医療の現状について、医師の数、あるいは病院、診療所の病床数等について掲げさせていただいております。

それから、8ページ以降は産業面の状況でございますが、やはり特に10ページでございますが、離島の本来の基幹産業ともいべき農林水産業の状況を見ますと、生産額で見ますと、かなり落ち込んできているということが読み取れると思います。

また、一方で、次の11ページでございますが、観光の動向も、かつての離島ブームをピークといたしまして、近年、減少傾向になっておりまして、このあたりはその下の全国の状況と比べまして、かなり厳しいものがうかがえるところでございます。

以上が現状につきましての簡単なポイントでございます。

もう1つの資料でございますが、資料4で離島の果たす多面的な役割、先ほど来、会長あるいは副大臣のごあいさつにもございましたように、離島には多面的な役割があるということで、この表紙と別に写真入りのパンフレットを作成させていただいております。簡単にお開きいただきますと、まず2ページ目に島の自然特性に基づく役割ということで、さまざまな生き物の棲む環境を守っているといった、あるいは先ほど海のレクリエーション、観光、保養の場所でもあるといったことをお示しております。

それから2枚おめくりいただきまして、一方で、もう1つの役割といたしまして、島の「文化特性」に基づく役割、離島には、かねてより歴史、文化が保存されているというこ

とで、そういったものを育てていく、あるいは守っていくという意味での役割も重要なものであるということを示させていただいております。

3点目は、次の8ページでございますが、離島の「地理的特性」に基づく役割ということと、例えば1枚おめくりいただきますと、先ほども御指摘がございました200カイリ経済水域、これは離島振興法の離島のみならずでございますが、沖縄、奄美、小笠原を含めた離島の存在によりまして、我が国の200カイリ排他的経済水域は約447万km²、世界で第7位という状況になってございます。

こういった役割を踏まえ、今後の離島振興について御審議をいただけたらと思っております。

以上、簡単でございますが、御説明させていただきました。

会長 どうもありがとうございました。

事務局からの御説明のありました内容を踏まえまして、今後の離島振興のあり方について、御審議をいただきたく存じます。

どうぞ、どなたからでも御意見がございましたら。

委員 それでは、私から、これからの離島振興に関する意見を述べさせていただきたいと思っております。

私も長い間、離島地域を歩いてまいりましたが、これまでの離島振興施策により、その成果は着実に上がってきたと実感しております。しかし、先ほどもありましたように、依然として人口の減少、高齢化が続いておりますし、産業の低迷、医療、福祉基盤、道路交通基盤など離島を取り巻く環境は依然として厳しいのも事実かと思っております。

一方で、これも既に出ておりましたが、島が自然環境や国土、海洋関係の保全、各種資源の利用、歴史的、文化的遺産の伝承等、あるいは国民の癒しの空間としての役割など島の果たすべき役割は、むしろこれまでよりも大きくなっているのではないかと考えられます。

そうした中で、例えば多くのUターン者やIターン者、あるいは花嫁を迎えて活性化している島もありますし、高い高齢化率にもかかわらず元気な島もあります。と同時に、多くの課題を抱えたまま厳しい条件の中に置かれているという島も多く見られます。

つまり、私の見るところ、昭和28年の離島振興法以来、既に50年近く経過しているわけですが、その間に島の経済社会に著しい多様化が進行していると思っております。

そして対本土格差は今日でも重要な課題ですが、さらに島間格差といいますが、離島間格差とでもいべき多様化があらわれていると思っておりますし、さらには一部の島では島の歴

史や資源を活かして産業振興や癒しの空間としての特性を活かして、多くのＩターン者を迎えるなど、本土よりむしろすぐれた生活社会を実現しつつある島など、本土に対して逆格差を形成しているような島もあろうかと思われます。

こうした観点に立ちますと、これからの離島振興は、対本土格差是正の施策とともに、島の持つ多様な役割や個性を活かして、島の住民が主体となって、本土の人々と連携しながら、島の固有の課題に立脚した振興への支援策、特に経済社会や教育、福祉などに関する強力なソフト的な対策が求められていると思います。

次に、私は現在、離島交通の問題に取り組んでおりますが、そこでは島と本土をめぐる陸、海、空をネットワークした効率的な総合的な離島交通計画の必要性を痛感しております。交通システムこそ離島の厳しい地理的条件を克服する基本的な条件ですが、今後は本土を含む広域的、総合的なプランニングが求められていると思います。現状では、海の航路自体が調整されていないといいますが、十分なすり合わせのない島も見られるように思います。

最後に、島々を国民の生命と財産を守る防災拠点とする提案をさせていただきたいと思っております。

それは三宅島のように、離島災害時の本土からの救援は当然のことではありますが、そればかりではなくて、本土の大災害時に備えて、島々に本土からの緊急避難場所や緊急食料の備蓄基地、地震、津波などの観測拠点などを整備するという考え方であります。

ほんの一例ですが、かつての北海道日本海側の松前町沖合にある、例えば日本最大の無人島である渡島大島などにこうした観測基地があったとすれば、かつての日本海中部地震時における奥尻島青苗地区の人的被害なども著しく軽減することができたのではないかとと思われます。私は２回ほど奥尻を訪れましたが、今はりっばに復興しております。

21世紀は災害の世紀ともいわれておりまして、こうした島と本土の防災ネットワークによって、国民の生命と財産の被害を著しく軽減することが可能と思われます。

このように、離島地域はかけがえのない国民の財産でありますので、それぞれの島の特性を活かして、今後、国としても、島の住民が主体となり、誇りを持って生きていけるような力強い振興支援策を引き続き推進していく必要があると考えております。

以上です。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

御質疑、御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

委員 先ほど中山分科会長、新婚旅行に我が県の隠岐島へおいでになったそうで、お聞きいたしまして、非常に力強く思ったところでございます。

会長 今でも仲良くしております。

委員 島根県は御案内のとおり、今の隠岐島を有しております、これまで各般の離島振興施策によりまして、社会資本の整備や生活水準の向上に一定の進展があったことは、今、事務局から御説明のあったとおりでございます。しかしながら、今の隠岐島の現状、あるいは将来についてみますと、依然課題が山積していると言わざるを得ません。以下、今後の離島振興のあり方につきまして、島根県の立場から3点ほど意見を述べさせていただきますきたいと思います。

まず第1点は国境の問題でございます。隠岐島は竹島を抱えております。皆様、よく御存じかと思いますが、竹島周辺には今、暫定水域というのが設定されまして、安心して漁業、漁ができる漁場が確保されていないということから、地元の漁業の活性化の妨げとなっております。さらに隣国の海洋への不当な投棄が、住民に精神的、経済的な負担を与えております。国境の島をいかに守っていくかという点について、国側の一層の御配慮を切に願うものであります。

それから2つ目に社会資本整備の必要性であります。

先ほどの説明にもありましたように、私どもの隠岐島におきましても、若者の人口流出や、また、高齢化は深刻な問題であります。また、地理的な条件などの制約から、生活基盤整備が立ちおくれており、高度情報化への対応もおくれているのが現状でございます。しかしながら、一方、癒しの空間として多くの観光客の方に隠岐島に来ていただいており、また、現在、平成18年の開港を目指しまして、隠岐空港のジェット化整備に着手しているところであります。今後はこれを活用して、隠岐島が観光を主軸とした経済的な自立を確立することによりまして、地域の活性化を図り、若者の流出や高齢化などの問題を解決していくことが期待されておまして、その基盤となります交通インフラ、生活インフラなどの社会資本の整備につきまして、引き続き離島振興施策の支援が必要であるというぐあいに考えております。

それから、終わりに3つ目がソフト施策、ソフト支援の必要性であります。先ほども触れましたけれども、隠岐島の経済構造を見てみますと、残念ながら自立しているとはいいたいがたい状況にあります。しかしながら、一方で、例えばUターンやIターンされた方が全国的にも珍しいイワガキというものの養殖を始めており、これが成功いたしまして、今、

全国にこれを出荷しております。またダイビングサービスを始めたりといった、みずから自立を目指す動きが島の中で芽生えつつあるのは非常に喜ばしいことではないかと思っております。今年度、隠岐島におきましては、島が抱えておりますさまざまな課題とか、あるいは島を今後、どういったビジョンで、どういう具合にもっていくかという島の将来像をテーマとしまして、住民みずからの運営による話し合いを行うという15のグループ、15のワークショップが開催されたところであります。

島といった比較的新しいことを始めにくい社会において、こういった自発的な、新たな取組みを支援し、また、育成していく、あるいはこうした取組みを担う人材を養成していくといったソフト施策につきまして、行政が果たす役割は非常に大きいと強く感じているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、3点につきまして、島根県からの意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 先ほど会長のごあいさつ、あるいは佐藤副大臣のごあいさつ等、あるいはまた、事務局から非常に丁寧な解説がございました。しかし、やはり直接離島にありまして、地方自治を預かる者という立場としては、やはりこの離島振興法の改正期にあたりまして、国政における離島の位置づけ、または離島振興の位置づけをもっともっと大きくしていただきたいと思っておるわけでありませう。

離島は自然的、人文的にもすぐれた環境資産を有しており、海洋の利活用の面、それから先ほど会長のごあいさつにもありました国民的な癒しの場として外海離島、あるいは内海離島ともに広く国家的、国民的な役割、貢献をしております。

このことから、離島振興事業は離島のためではなく、1億2,700万人のための基本的な国家政策として実施されなければならないというように思っております。

この分科会におきましても、ぜひこの点を御理解いただきますれば、大変ありがたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。

委員 離島振興というよりも、ちょっと離島の問題で考えていかなきゃならないなと思っておりますのは、今、リサイクルで、今度例えば車なんかにつきましても、新車を買ったときに2万円取っておいて、それでリサイクルしていく業者が引き取る。あるいはまた中古車については、車検のたびごとに取るということで、原資は確保されるわけですがけれども、

離島では、やはり引き取るけれども、そこまでだれの責任で持っていくのかとか、自動車に限らず、家電製品でも離島の場合はもう処理ができなくて、そのままになっているのが結構あるわけです。離島におけるこういうごみのリサイクルについては、本土を対象としてつくられた法律だけでは十分にカバーしきれない面があるのではないかと思います。

だからそういう点については、どういう角度から、だれが責任を持って処理していくのか、せっかく製造者責任という形でやることになっていても、それにうまくのっからない、そういう面については、なんかやはり国の方において制度的にカバーしてやらんといかんのではないかと思いますけれども、これはどこが所管して、どういう責任でやるのか、ちょっと私自身もようわかりませんので、国土交通省なり、あるいはまたほかの経済産業省なのかどこか、どうなるのか、わかったら教えてもらいたい。

会長 事務局、よろしいですか。

事務局 本日、経済産業省の方から出席しておりますので、今の検討状況について御発言させていただければと思います。

会長 経済産業省、お願いします。

経済産業省 ただいま御質問のありました自動車のリサイクルの関係でございますが、現在、今通常国会に法案を提出するべく環境省をはじめとする関係省庁と連携、協力しながら、検討中でございます。

また、地方公共団体等から、離島地域において、運送費用が高いこと等により、自動車のリサイクルシステムが円滑に機能しないことを懸念する意見等が出ていることは承知しております。これは昨年夏のパブリックコメントにおける鹿児島県知事等からの御意見等も承っている次第でございます。

新法におきましては、これらの意見にも留意しながら、離島地域についての対応を整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員 自動車だけではないのですね。家電製品でも、その中にあるチップからなんか入っていて、いろんなやつがそのまま捨てられて放置されているわけですよ、今までも。これから先もそういうものが結構多くなってくると思うので、これの責任の所在がどうなるのかをきちっと決めていかないと、だれかが責任を持って処理するんだということで決まると、そこに、ではその経費については国が特別に補助しようとか、そういうこともできるかもしれないのだけれども、製造者責任だという形にしたまま、今みたいにずるずると

いってしまうと、結局離島に持ち込まれたものはこっそり海に捨てられるという、そういうことにもなりかねないものだから、本当に心配しているのです。

会長 今のお話で何かありますか。

環境省 今、先生の方から御指摘があった問題については、環境省としても不法投棄全般の問題ということで、これは離島のみならず、中山間地域を含めて環境省一丸となってその撲滅に向けて努力をしているところでございます。

御指摘のあった製造者責任ということでございますが、今、私どもで各種リサイクル法を所管しているわけでございますが、これはそれぞれの製品の特性に合わせて、一番、収集運搬・リサイクルが効率的な方法を模索しながら関係者の方にいろいろお願いをして御協力をいただいた形で今、進めているところであります。

お話のありました家電につきましては、これは製造業者が責任を持って引き取りをし、適正にリサイクルをして、それをまた資源として再利用するという形でメーカーの方に責任を有する形で今、おおむね順調に施行されているところでありますが、その費用負担の問題ということだと思っておりますけれども、これにつきましては、各離島の中で、いろいろ地元で、例えば集めるストックヤードといいますか、そういう集積場所を離島の中で効率的に設けて、収集、運搬、いわゆる舟運、海上輸送を効率的に行うように工夫をされたりとか、そういう取組みなども、いろいろと行われていると聞いております。

それで今、お話のありましたように、自動車につきましては、先にあらかじめ料金を取るような形で行う方向で今、検討を進めておるところでありますし、そういう意味から、収集、運搬を離島の部分も含めてどうやるかということも現在検討しておるという段階でございます。

委員 検討をするというのは、収集をする業者が検討しているのですか。要するにだれがやるのか。

環境省 家電もそうですけれども、今の仕組みでは、製造業者がこれを行うことになっております。

ただ、家電につきましては、離島においてメーカーが引き取る、メーカーに受け渡すポイントというものが今、離島では設けられていないという現状にありまして、そのために排出する方々は、それを離島から本土の最終ポイントまで運搬する料金を、これは出す人、受益者が負担するという形になっております。

委員 だからその受益を受けていたというのは買った人。

環境省 それを使っていた人です。

委員 僕が聞きたいのは、例えば秋葉原で電気製品を買って、それでどっか島に持っていった。それでそこで廃棄処分というか、古くなって捨てることになった。そうしたらその人は本土と違って、そういうポイントがないものだから、そのポイントのところまで、また本土のどっかに運んでいかんといかんということを離島の人に義務づけるというのはおかしいのではないかという、そういう発想ですよ。離島ゆえに、そういう後の処理まで、買ったときにちゃんと料金を払っているのに、離島に住んでいるがゆえに、それをポイントまでその人に運ばせるような、そういう法制度というのはおかしいのではないかなという疑問、それをカバーしようとする、どういう制度でカバーしてやれるのかなという、これから先 21 世紀、ごみの時代だから、せっかくリサイクル法ができていのに、離島ゆえに非常に負担をかけさせるというのはおかしいという、その発想なんですけれども。

会長 大事な御指摘ですから、ひとつ検討をお願いします。

委員 特にこちらの先生方をお願いというか、私は自民党の方で離島振興委員会というのがありまして、委員長をいたしておるわけです。それで先ほど若干触れられましたけれども、来年度をもって離島振興法は期限が来るわけです。したがって、どうするかという議論の中から、当然に離島と本土の格差は存在する。存在する以上、これを縮めようとしてきた離島振興法の役割は終わってない。したがって、新しい離島振興計画のもとに、新しい離島振興法というのは策定されるべきであるということで今、作業を進めておるわけです。

これは議員立法ですから、また、こちらの先生方といろいろ御協議をいただくわけですが、このことについて特に御関心をお持ちいただいて、御協力いただきたい。あるいはまた御指導をいただきたいというのが 1 点。

もう 1 つは、従来、離島と本土との隔絶した地理的特性から、格差があるということで、経済、文化、いろんな面できたわけですが、最近の日本をめぐる状況というのを見ておりますと、それだけでは離島というのを律しきれないようになってきた。つまり日本が世界で有数の海洋国家である以上は、離島というのには、それなりのまた国家的な役割というのが期待され、負わせられておる。あるいはそれは領土論、領海の、あるいは経済水域の拠点であり、あるいはまた水産関係等々が経済水域で安穩に仕事がされるためには、そして国民に安定した生鮮食料品を供給するためには、やはり治安の確保等々も必要であり、これに果たしておる役割というのはいがしろにできない。

あるいは現場をずっと回ったのですが、大体離島の島には自衛隊、防衛関係のレーザーサイトがあるわけです。それは地理的特性がそうなりますね。そういういろんな21世紀にまさに入ってきた段階では、離島の果たす役割というのがむしろ国家的な立場から大きくなってきているのではないか。このことを今度の離島振興法の中にぜひ織り込んでいきたいというのが委員の皆さん方の意向であるわけです。

したがって、これを具体的に述べるためには、ひとつ御検討その他をお願いしたいということが1つ。

もう1つは、やはりその地域が安定しなければ、その役割を果たせませんので、これは経済的な、あるいは文化的な、そういうものをきちっとしよう。よく癒しの空間という、先ほどもそういう表現がございましたけれども、これは何もしなければ自然は残るわけです。しかし、今はもう何もしないと自然も残らないような状況に相なってまいりました。したがって、都市部では、自分たちが納めた税金だけ返ってこないではないか。政府はもっと制度をきちんとしてという声もあるようですが、離島で所帯を持って、そして生産に従事して、子供が生まれて、中学校、高校まで出して、それから大学に出して、都会で勉強させると、今度は月謝を背中に背負うて、親が一所懸命働いたお金を、貯金通帳のわずかなものにして都会に出てくるわけです。したがって、そういう離島はこうだ、都市はどうだという議論ではなくて、ぜひマクロの議論の中で離島振興というのが論じられるように、そのようなことについても特にお願いしたいと思います。

私は地方の方で市会、県会、ずっとやってまいりまして、出身地が離島でありますから、思いがいっぱいありますけれども、どうかひとつ卓越した御識見をお持ちの先生方の方でも、そのことによく御認識をいただきまして、この会で積極的な後援、御支援、あるいは示唆に富んだ御指導等賜ればありがたいと思います。

万感の思いを込めて御発言をさせていただきました。

会長 ありがとうございます。

委員 先ほど委員がおっしゃった点につきまして、私は実は自民党の経済産業部会の自動車産業小委員長としてリサイクル法、リサイクル問題を担当しております。久間政調会長代理の下におるわけございまして、離島がそれだけ最初から負担を余計させられてはかたまりませんし、また、実際にリサイクルがうまくいかないようになってはいけませんので、委員のおっしゃったことをきちっと法律の中で適正に処理できるように私どもも頑張り、しっかり監視し、制度化いたします。そのつもりでありますし、また、関係政党、各

党の中においても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから新しい離島振興法の中でも、そういう不利の是正ということはきちっと書き込むことになると思ひますけれども、書き込んでいただきたい。両方から攻めていかなければいけない。家電リサイクルは既に始まってはおるのですが、これも同じことだと思ひますので、私どもできちっとフォローしたいと思ひますので、関係省庁もそういう観点で、これからは私も離島を抱える同じ島根県からの要望で、確かに大きな問題があるので、離島にとって不利にならないような改正を政府の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員 私も委員の意見と全く同じで、この離島振興法というのは、まだまだ離島の特別な振興対策というのは引き続き必要であろう、特に離島は我が国の経済水域を守っていくという意味でも極めて別の次元の重要性というのは増してきたのではないだろうか。

ただ、そのときに、離島振興法の次の対策の骨格の部分をぜひ御議論をしていただければと思うのですけれども、その際に一番問題なのは、そこに住んでいる人たちの経済活動がきちっと守られていくのか。離島振興法で離島振興対策を一所懸命やったけれども、人がだんだん住まなくなってきたというのでは意味がないわけでございます。

その意味で、この10ページ、11ページの資料、この資料は極めて重要な意味を持っているのですけれども、離島ですから、産業政策というのは一次産業、あるいは観光産業になるのだらうと思ひますけれども、いずれも急激なカーブでダウンをしている。これは離島の解除がされたから、つまり対象の離島が少なくなったのでこういう現象になっているのか、それともそういうものも考慮に入れてこういうふうに下がってきたのか。水産業と林業についてのドロップダウンの率は非常に高いと思ひますし、観光についてもかなりの率で下がってきている。そういう離島における産業政策をどうしていくのかということについては、改めてきちっとした議論が必要なんではないだろうかと思ひてございまして、その点を指摘させていただきたいと思ひます。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 先ほど委員から御指摘のあったことに関連をするのですけれども、私は三重県出身でございまして、三重県の鳥羽市の周辺におるのですが、実は中部新空港のからみで、その中の有人島ではないのですが、すごく隣接している無人の島が、中部新空港の埋め立てのために、山だったのがまっさらになりまして、島の上は全くなくなりましたので。それは採石業者が採石後にまた環境を復活させるという約束のもとにそういうことに

なったということなのですが、結局できないということになりまして、そこには木自体が生えない状態になっているのです。

確かに社会資本の整備、交通網の整備というのは必要なことで、有人の島を先にやっていくというのは当然のことだと思いますし、同じように考えていかなければいけないのですが、先ほど有人の島でも、特に無人の島なんかは警察の目とかほかの目が届きにくいわけで、車のリサイクルの問題も含めて、かなりそういう環境を侵している状況というのはあちこちにあると思うのです。その意味でも、社会資本の整備やそういうことも大変重要なのですが、この環境ということ、特に癒しの場ということも含めて、この辺についてもっと重点を置いていただけないかなと思います。

特に三重県のその例については、景観を、鳥羽のような非常にきれいなところなのですが、全くはげ山というか、平地になりまして、何にも木自体が生えない、こういうことを繰り返しては、本当に先ほどの癒しということも含めて、その地域の振興を逆に阻害をしてしまうようなことになると思いますので、ぜひこの振興法の中にそういうことが入るのかどうか私も不勉強で知らないのですが、ぜひそのことも含めて考えていただきたいなと思います。

会長 私の経験では、淡路島の花博をやりましたですね、兵庫県が主体でやりました。あの花博、あれは関西空港に全部土を採取した後を、安藤忠雄先生が、大変傾斜地にも着床して、私はつい数日前に行ってまいりましたが、木が随分生えてきて、あれなんか非常に参考になるなと思います。

委員 淡路島のような広いところならいいんですが、島全体何もないのです。

会長 そういうところも、ああいう知恵で、私は再生させる知恵はあると思います。

委員 離島が全国民共通の、日本国にとっても大変大事な財産だということは認識は一致すると思うのです。それは環境でもそうだし、安全保障でも、あるいは経済の面でも。しかし、厳然として格差があるというのは、やはり先ほどから家電とか車のリサイクルの問題が出ていますけれども、結局あらゆる面においてコストが離島の場合にはかかるというところが格差の大きな原因です。そのコストをだれが負担するのかということが大事なポイントだと思うのですけれども、例えば私は鹿児島なんですけれども、鹿児島のある島なんかは、20年前までは人が住んでいたのだけれども無人島になった。覚醒剤等の麻薬の密輸の中継基地として無人島が使われる可能性を考えると、安全保障の面でも、人が住むということはものすごく大事なことだと思うのです。

離島におけるコストをやはり国としてきちっと負担をしていくということを離島振興に関してもしっかりと法律の中に明記をしなければ、結局介護用品等の運搬についても、高齢者の負担だ、自己負担でやってくれということになってしまいますし、自動車も、家電も結局それは受益者なんだから負担しろとなる。もともと所得水準が低いのに、そんなものまで負担させられたら住んでいられないということになるのは当然のことだと思うので、その辺の理念的な部分をしっかりとしていただくということが必要だし、廃棄物の処理などにしても、今は広域連携で市町村が連携をして大きな廃棄物の処理施設をつくるというのがある種の政策的な誘導になっているわけですがけれども、しかし、離島地域においては、隣の島まで船で行かなければいけない。あるいは飛行機で行かなきゃいけないというところで、広域でやれるわけがないわけですから、廃棄物の処理施設などについても、島々にきちんとした補助をすとか、そういうきめの細かい配慮というものをしていかなければならないのではないかと考えております。

私ども鹿児島には屋久島がありまして、この前、地元の新聞には、屋久島は世界自然遺産に登録されておりますから、離島の世界自然遺産地域の国際交流の支援等についても次期の離島振興法について盛り込まれるのではないかと記事が出ていたのですがけれども、世界自然遺産等に限らず、離島というのはすべてが国にとっての自然遺産ですから、もうちょっと手厚い対策というものをとれるような理念と、それから具体的な施策というものを次期の離島振興法においては保証をしていただきたいと思います。航空運賃の補助、あるいは船賃の補助、貨物の補助、結局お金が要る問題ですがけれども、改革ばかりで金を減らせ、減らせという世の中ですがけれども、離島に関しては、私は国民的な合意というものは得られるのではないかと考えておりますので、自信を持って堂々とやっていただきたいと考えております。

委員 私も島しょ県であり、島の中で生活しているような状況ですから、離島については大変切実に感じるものがいっぱいあります。

先ほど委員から、離島振興法の問題についての言及がなされました。いろいろと研究をしながら、この次のものをしっかりつくりあげていかなければならないという話がありましたので、私はそのとおりだと思っております。

同時に、お話の中に離島の果たす国家的な役割というお話がございましたが、安全保障の問題等もあろうかと思いますが、もう1つ大事なことは、防災上の問題で、台風や、あるいはその他いろんなものをキャッチするには離島の果たす役割というのはものすごく大

きな、そこらの辺での安全保障の問題というものも1つあるのだらうと思います。

したがって、島々の果たす役割の位置づけということを今後の問題としてしっかりと位置づけをまず基本的な問題としてやっていくということが1つあります。

それから先ほど癒しの島ということでいろいろありましたが、この成果と現状の中にも出ておりますが、最近、やはり観光の皆さん方も、医療施設がきちりとやっているかどうかという、こういった問題が非常に島を訪れる際の大きなポイントになっている部分もあります。したがって、高齢化で非常に厳しい状況の中にありますけれども、今後、まさに医療とか、癒しという問題になってきたら、これは医療という問題について避けて通るわけにはいかない。非常に重要な課題であらうと思っております。今後議論する中で、こういった問題もしっかりと踏まえてやっていかなきゃならないなということを1つ思っております。

もう1つ、先ほど委員からも言及されましたが、島々を回って歩いておりますと、これはそういった問題で島が沈むのではないかと思うくらい、いろんなものが放棄されている。車にしても、家電製品にしても、こういうものが非常に目立つ状況があります。この問題については根本的な問題として我々は議論をして、島の人たちに負担をかけないような形で解決していかなければいけないだらうな、そういうふうに感じています。

以上、大体感ずる点を申し上げさせて頂きました。

委員 一昨年夏の伊豆諸島の地震災害のときには、国並びに全国の皆様から心あたたまのお見舞いと激励をいただきましてまことにありがとうございました。本席をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

自然災害を体験して1つ感じたことは、先ほど委員さんから島の防災についてのお話でしたが、私は広域的支援体制を迅速につくることがまず必要ではないかということを災害の際には感じました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、新しい離島振興法の改正、延長について各委員の先生方から御提言がございしますが、ぜひ延長してほしいと思います。その中で、離島の物理的な隔絶性や情報伝達において、一挙に短縮する情報通信基盤の整備を離島振興法の一括計上事業とされ、対本土間や離島間に光ファイバーケーブルを敷設することを新しい離島振興法でぜひ取り上げていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございました。

委員 離島振興法の改正、延長について1点だけ意見を述べたいと思います。

我々離島にはいろいろな問題がまだ非常にたくさんあります。しかし、我々住民にとりましては、離島振興法は心の支えということになっております。今、離島振興法の改正期に当たります、一方では非常に厳しい条件の中で市町村合併について取組みながら、1つ頭を悩ませる問題があるわけです。それは御承知のとおり、離島振興法は地域指定によって実施されるわけですが、内海、外海を問わず、市町村合併によって大きな自治体の一角として包含されることになると、一部離島という問題が多く出てくるのではないかという懸念であります。一部離島の振興につきましては、地元自治体はもちろんですが、国、都道府県の理解と協力がなければ成り立たないと思います。

離島振興法の改正に際しましては、一部離島の振興が遅滞することのないように、その不安を取り除く特別の配慮が必要ではないかと思えます。

離島振興法の改正、延長に強く期待しております離島住民の1人としてよろしく願いいたしたいと思えます。

会長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

委員 私もいろいろ島を回らせていただきましたけれど、昔とはまた違い充実してきたが不十分だという委員の御指摘がありまして、今、法律の改正案をいろいろ検討している中で、先ほどからいろいろ御提案があったので、何項目か入れたいんだけどもどうだろうかという問題がありますので、若干お答えになれる方に答えていただきたいのですが、例えば島だから、瀬戸内海は特に廃棄物、豊島でまずあって、その解除に直島で焼却処分する1つの大きな工場ができたわけですが、そういう中で、例えば車は製造者の方が製造時にいただく、また家電の方は捨てるときに払うという時期が違う問題がありまして、これは法律が両方、どちらかに合わされていくのだろうと思えますけれど、ここの経済産業省側の家電リサイクル法の見直し関係が1つあります。

それともう1つ提案の中に、光ケーブルなどというお話がありましたけれど、光ケーブルで有線を通すよりも、島の場合はむしろ何らかの電波的な措置でできる形を模索した方がいいのではないかなという思いがあって、法案の中にITとかブロードバンド関係を入れるような方向性でいった方がいいかなと思えますけれども、そこらのところはちょっと若干迷っている問題です。

あと委員にも若干お伺いしたいのですが、瀬戸内海は特に橋ができますと、前回、解除というたくさんの島が出てきたわけですが、今まで指定を受けて、例えば直島は

指定を前回受けて、喜んでおられますけれども、周りの島は、うちはなぜ指定されないんだということもかなり出てきていると同時に、橋がついたがゆえに離島でなくなったために解除される。急になったところの問題で、先ほど防災の問題がありましたけれども、今までは平和な島だったのが、橋がついた途端に泥棒は入るわ、町からの観光客が来るわというので瀬戸内海もかなりいろいろある。ただ、補助関係は減るということで、例えば年金やなんか、共済とか同じように、例えば2年間ぐらい延長できるとかいう手当というものに関してはどう考えていったらいいのか、これらが改正法の問題ですので、若干環境省と委員の方にお話を聞かせていただければと思います。

委員 ただいまの架橋後の問題につきましては、実はたまたま今日、このあとの山口県角島の例もやはり同じような問題がありますので、そこでちょっとお話しさせていただきたいと思います。

会長 それでは、環境省から。

環境省 また私の方からお答えさせていただきますが、今、費用負担の時期の問題が福本委員の方から御指摘があったかと思えますけれども、確かに家電リサイクル法は平成10年の法律ということで、当時の議論では、やはり前に取るか後に取るかということが大きなテーマになったのですが、その当時は、やはり既に販売されてしまっている製品の問題ですとか、倒産時の対応をどうするのかといったような問題などがありまして、不法投棄などの問題と比較考量の結果、家電については廃棄時に負担をしていただくという議論になったという結果でございます。

一方、自動車につきましては、これはもちろん離島をはじめとしていわゆる不法投棄における環境への影響というのが、オイルですとかバッテリーですとか、ものすごく大きいということで、とにかく不法投棄をなくそう。先ほど申し上げた車の問題も車検時に例えば手当するような形で取れるのではないかとといったような制度上の違いもある中で、自動車については先に費用を取るというふうに、製品の特性によって取るという方式を今、たまたま別になっているわけですがけれども、そういう格好で今、分けられているという状況でございます。

会長 今の御趣旨では、時期をそろえられないかというお話がありましたね。

環境省 その件につきましても、これは各方面からいろいろと御指摘をいただいているところでもありますし、また、法律自体に、もう5年後に見直しということが明記されておる法律でございますので、施行状況も見ながら、そのあたりはまた新たに検討する形に

なろうかと存じます。

委員 やはり過去の積みあがった不法投棄問題は、これからもなかなか新しい法律やリサイクル法では処理できませんね。だからこの問題はこの問題で、離島の深刻な問題として実情を調べて、きちっとそれに対処するための施策を講じないといけないと思うのですよ。

会長 そんな感じがしますね。

委員 確かに自動車リサイクル法も大分巨額な何千億という金を取りますので、その中から少し余ったら、それで既に投棄されている分を自治体にお金をあげながら処理しようという構想はあるのですけれども、それで足りるかどうかもわかりませんし、むしろきちっとした対応が求められるのですね。

会長 よろしゅうございましょうか、ほかに御意見はございませんでしょうか。

委員 私はちょっと総論になりますけれども、皆さんの御意見を伺いまして、やはり1つは、先ほど委員がおっしゃいましたマクロな議論というお話がありました。島をとらえるときに、今まで本土と離島という、こういう対峙、これは当然今後も続くわけですけれども、1つは環太平洋と、それから特に先ほどいろいろなお話の中に経済水域ですとか国防の問題、あるいは国際交流の問題、いろいろ出てくると思うのです。

もう1つはアジアの地中海、これはアリューシャンからずっと南の方のインドネシアあたりまでをそういう呼び方で呼んでいる考え方があるのですが、こういう中に1つ大きく埋め込みながら、それで新たな国際的な役割、国民、国家的な役割、こういうことを含めた議論をやってみるというところで、少し新たな離島の役割というのが浮かび上がってくるのではなからうかという気がいたしました。

それから第2点ですけれども、産業面の問題というのは皆様、御指摘がありました、当初、拝見しましたデータでは、現状、一次産業で水産業が主力、それから三次産業化が徐々に進んでおります。それから建設業、主として公共事業が多いのではなからうかと思えますけれども、それが下支えをするという構造になっておりますが、このやはり産業構造自体のコンセプトを21世紀型といいますか、島の固有性、あるいは癒しですとか、いろいろ御指摘がありました点に転換をするという、例えば環境産業化、今、建設業を国土装景といっているのですが、景観を装うということで、例えば国土装景産業的なコンセプトに変えながら環境をしっかりとっていく。

それから一次産業、二次産業は余りウエートが高くありません。それから三次産業、特

に交流とか観光、こういう条件がだんだん台頭してきているということですから、一次、二次、三次の複合化、高次化といいますか、これを交流文化産業、例えばこういうコンセプトに仮に置きかえたとして、そういう形での新しい何か産業構造を考えていくということが1つあるのではなかろうかと思えます。

それからITについては、これは明らかに遠隔地でありますし、IT化をしっかりとやることは、大都市圏以上に非常に離島は大事ではなかろうかという気がしますが、これと関連しまして、一方ではやはり福祉とか、生活関連でのコミュニティビジネスのようなものをうんと立ち上げられる、そういう条件を整備していくということがもう1つポイントになるのではなかろうかと思えます。

特に環境産業につきましては、先ほどのデータでは、下水と生活排水の整備率が非常に低いわけですね。これは環境の時代で、恐らく都市社会の癒しですとか、救いとか、そういうことになるようなある意味で都市社会のインフラとしての離島とか、自然環境地という、こういう観点からしますと、非常に固有の条件があって難しい面はあると思うのですが、もう少し排水問題、特に生活排水の問題、環境汚染、このあたりに力を入れていくというようなことも環境産業的な視点で考えていくという必要があるのではなかろうかと思えます。

第3点、最後でございますけれども、これは人がやはりいるということ自体が非常に意味があるという御指摘がございました。私も全く同感であります。人がいること自体が国民、国家、国際的な役割をどう果たしているのか、例えば海流に乗って外国からごみが流れてくるのも一懸命島の方は拾っているという面もあります。これは自分の生活環境を守るということもありますが、非常に広範な国家的な役割に関連してくるといって、そういう浄化作用でもあることもあるだろうと思えます。

いろいろな形の、そういう人がいることにおいて国民、国家的に非常に貢献をしているという部分をもう少し解析をして、これが新たな役割論というものを引き出す1つのかぎにならないかという感じを持っておりますので、このあたりを少し議論の中で詰めてみたいと思っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

委員 もう皆さん、おっしゃるとおりと思って聞いておりましたけれども、皆さんのお

っしやらなかったことで1つだけ申し上げようかと思えます。

いろんな島で、それぞれの島の知恵とか創意工夫を活かした島づくりというのがいろんな形で見られると思っております。ですから、そういう創意工夫をより活かせるようにということが非常に大事なのではないかと考えてございます。創意工夫を活かせるようにするというのは、恐らく2つのことが非常に政策的には大事でございまして、1つ目は、その創意工夫を活かすことへの支援ということでございます。これを何かこの辺が創意工夫が出そうだなというので新しいことを国の方で用意して、おい、これをやらんかでは恐らく死んでしまいますので、むしろ、それぞれの島が創意工夫を活かしたときに、非常に幅広く要はメニューがそろっていて、ではそれはこうやったら応援できますよという仕掛けをぜひつくっていただきたいという点が第1点でございます。

それからもう1つは、安心して創意工夫にいそしめる条件をつくる。創意工夫で活かそうと思っても、例えばお医者さんがおらんということでは、まずそれにエネルギーを集中せにゃいかんということで、1つは基本的な生きるためのサービス、例えば医療とか、福祉とか、教育とかということについて安心してそれが受けられるし、また、それをやるお医者さんなり、先生なりが安心して島でそれにいそしめるような条件をつくるということでございます。

また、非常にベースになる基盤づくりとしてやはり交通と情報の問題はどうしても抜かせられないし、これもちゃんとあるぞというだけではなくて、コストとか質の問題を含めてぜひこういうことであれば安心して島の外とつながりながらいろんなことができるぞという条件をぜひつくっていただきたいと思えます。

会長 ありがとうございます。

私からせっかくの離島振興の話でございますから、ちょっと三宅島のことに一言ぐらい何か話がないといけないと思うのですが、どんな現状ですか、まだなかなかしばらくは島に帰れないということですが。

国土交通省 三宅島の今後のことにつきまして簡単に申し述べます。

三宅島では、現在、多量の火山ガスの噴出が依然として続いておりまして、3,600人以上の島民が今なお避難生活を余儀なくされているところでございます。1日も早く火山活動が収束し、島民の避難指示が解除され、帰島が実現することを願っているところでございますが、現在の島内の復旧作業といたしましては、火山噴火降灰による泥流対策としての砂防事業や、道路復旧事業等が実施されているところであります。引き続き当面の安全

が図られるよう、防災対策を実施することとなっております。

私どもとしましては、火山活動が収束した後、二酸化硫黄のガスが払拭された後に、東京都、三宅村、島民とともに三宅島の復興、新たな島づくりに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ほかに何か御発言ございませんでしょうか。

ないようでしたら、今後の離島復興のあり方につきましていろいろと御意見をいただきましたが、国民的な大きな役割を果たしている離島地域の活性化を図ることは極めて重要と考えられますので、この際、本分科会として関係行政機関の長に意見を申し出たいと思いますが、いかがでございましょうか。

御賛成いただけましたら、事務局の方で意見具申案を準備しておりますので、配付、説明をお願いいたします。

事務局 ただいまお手元に、私どもで考えました意見具申案を配付させていただきます。読み上げさせていただきます。

今後の離島復興のあり方（意見具申）

平成 14 年 3 月 7 日開催の国土審議会第 1 回離島復興対策分科会において、離島地域の現状にかんがみ、標記について下記のとおり議決したので、離島復興法第 20 条第 2 項の規定により意見を申し上げます。

記

(1) 昭和 28 年の離島復興法制定以来、各般の離島復興施策が推進されてきた結果、離島地域住民の生活の基盤である社会資本の整備が進展してきている。

(2) しかしながら、離島は、その厳しい自然的社会的諸条件のために、恒常的な人口減少、少子高齢化に直面するとともに、高速交通体系の恩恵に十分浴することができず、また高度情報社会の波にも乗り遅れている。

(3) 一方、平成 8 年の国連海洋法条約の批准によって、国際的な二百海里時代に突入しているが、国土面積の約 12 倍に相当する 447 万平方キロという広大な経済水域の確保を始めとして、海洋資源の活用、自然環境の保全、さらには国民の「癒し」の空間としての貢献等、離島が果たす役割はますます大きくなってきている。

(4) このような状況にかんがみ、我が国国土の外縁部を占めるという離島地域の特性

を活かしつつ、離島地域の振興と経済的自立に向けて離島振興施策を引き続き強力に推進すべきである。

以上でございます。

会長 今、この意見具申案を事務局から説明があったわけですが、何か御意見ございますでしょうか。

今、島の中で飛行場のある島というのはどのくらいあるのですか、また飛行場設置の希望が出ているようなところはあるのですか。

国土交通省 現在、飛行場整備中のところは、全国で4空港、東京伊豆諸島では大島、八丈島でございます。先ほどございました隠岐空港もそうでございます。それから鹿児島県の種子島の空港も新しいものを今、設置中でございます。現在、要望が出てきておりますところについては鋭意推進しているところでございます。

会長 ほかに何かお気づきの点がございましたら。

もしないようでしたら、それでは、この本案をもちまして分科会の意見として関係行政機関の長あてに意見具申をすることといたしたいと思えます。

その取扱いにつきましては、分科会長に御一任願いたいと思えますけれども、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、いろいろな貴重な御意見を伺いましたので、私の方で事務局と相談をいたしまして、取りまとめていくことに御一任をいただきたいと思います。

(3) 山口県角島の指定解除について

会長 続きまして次の議題であります、山口県角島の指定解除についての事務局の説明を求めたいと思えます。

事務局 それでは、お時間もございますので、資料5に基づきまして簡単に御説明させていただきます。

まず1ページをお開きいただきますと、今回、指定解除の対象となった調査対象地域の概要でございます。

県・市町村名、山口県豊北町。

指定地域名、響灘諸島でございます、島の名前が角島と申します。

面積 3.93 k m²。人口は7年国調でございますが1,000人強でございます。

昭和32年の第7次の指定で指定されました島でございます、一昨年11月3日に豊北町の本土側との架橋が開通いたしました、その次のページに指定解除の基準を掲げさせていただいておりますが、一番最後に、要件に該当することになる年度の次の年度に限り指定の解除を猶予することができるということで、本年度1年度猶予期間を置きまして来年度から、この4月1日から解除ということで今回、お諮りするものでございます。

その次のページでございますが、これに先立ちまして、ことしの1月に、学識経験者の委員3名の方に現地にお入りいただきまして調査した結果をまとめてございます。これにつきましては、後ほど地井委員の方から御報告があるものと承知いたしております。

簡単でございますが、以上でございます。

会長 それでは、本件に関しまして現地調査をされました学識経験者の先生から御意見をいただければ幸いですと思います。

委員 それでは、私より報告させていただきます。

本年1月15、16日と、委員3名で、山口県響灘諸島地域の角島の現地調査を行いました。その結果を資料5の3枚目に取りまとめておりますので、簡単に要点だけ御報告させていただきます。

架橋による変化といたしましては、架橋後1年3カ月ほどたった時点で調査をさせていただきましたが、交通利便性の大幅向上や緊急車両の乗り入れ等が可能になり、また、農水産物の流通等も一挙に本土並みとなり、観光客も急増いたしました。

今のところ、若年層の流出は見られておりません、逆にUターンして漁業をする人が若干名、あるいは本土側在住の女性との婚約も少しふえたと聞いております。

それが架橋による現状でございますが、一方では今後の課題もあろうかと思いますが、特筆すべき事項というところと関連するのですが、観光客はふえたのですが、島の主要産業である水産業との結びつきとか、島の人々の日常生活と観光のいい意味での結びつきを今後、どうつくっていくか、そして観光客の増加を一過性に終わらせないような課題があると考えております。

それに関連しまして、先ほど委員の方からあったわけでございますけれども、おっしゃるとおり、角島でも、架橋後、ごみ等の環境悪化の懸念、それから漁業資源の盗難、これは生け簀からの盗難とか、それから高齢者を目的にした悪質な訪問販売の増加、そういう

意味ではマイナスも明らかにふえているわけでありまして、それだけではないのですけれども、その他産業振興等も含めて確かに委員がおっしゃるように、解除の猶予ということも考えられると思いますが、一方では、私はむしろ架橋完成の2、3年前から、国土交通省が中心になって、島おこしに関する一種のコンサルテーションを、先進事例を出しながら、していく必要があるのではないだろうか。それまでかぎに頼らない生活から、鍵をかけなきゃ安心して生活できないという面もありまして、島の人にある意味では心を鬼にこなさいというコンサルテーションも場合によっては必要かと思うのですけれども、そういうことも考えられるかなと考えております。

いずれにいたしましても、指定解除の要件は満たしておりますので、今年4月1日をもって実施地域の指定を解除することが適当であると考えまして、資料6にございますとおり、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣に対する意見具申案を作成いたしましたので、ごらんいただきたいと思っております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございましたように、調査を行った角島につきましては、指定解除の要件を満たしていることが確認されましたが、この件につきまして何か御質問等ございましたら御発言をお願いしたいと思います。

別段、御異議がないようでしたら、山口県角島の指定解除につきましては、後日、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣の3大臣に意見を具申するわけですが、その取扱いにつきましては、分科会長に御一任願えれば誠にありがたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

会長 それでは、そのようにさせていただきます。

何か離島全般、その他関係のあることで御意見がございましたら、この際、御発言いただければありがたいと思っております。

なお、本日の議事の内容につきましては、この会議が終了後、速やかに公表したいと思いますので、それも御了解を得ておきたいと思っております。

会長 それでは最後に、澤井都市・地域整備局長より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

局長 一言御礼を申し上げます。

都市・地域整備局長の澤井でございます。本日は大変お忙しい中、御参集賜りまして、また、それぞれのお立場から大変貴重な御意見を多数賜りまして、さらに意見具申として先ほど引き続き積極的に離島振興策を実施するよう分科会からの意見具申を決定いただきました。大変ありがとうございました。

本日、賜りました御意見を踏まえまして、関係省庁と連携いたしまして、一層離島振興対策を進めてまいりたいと考えております。

今後とも皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼といたします。

本当にありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事を終了いたしたいと思っております。

私も父親は鹿児島島の志布志の出身でございます。前に枇榔島という島が見えるところで私は幼いころ、ふるさとを訪問したことがございます。おふくろは長崎でございます。やはりこうして離島振興の御縁でこうして皆さん方と日本の離島対策、その島に住んでいる方々がお幸せになれるような対応をいかにしていくか、これは日本の6,852の島々の海岸線を全部合わせますとアフリカの海岸線より長いといわれております。そういう国土の12倍と先ほど副大臣からお話がございましたように、この離島振興というのは近隣の諸国との関係、それからまた、いろいろな治安の問題、それから電気通信、ITの時代にどういふうに距離を短距離に、光通信は1秒間に地球を7回り半するといわれておりますので、広い地域といいましても、ITによります文化向上、それから生活の向上、それからまた都市で心を病んだ人たちが癒しの場にするためには、私もドミニカというところに行ったことがございますが、アメリカからどんどん飛行機が飛んできまして、ゴルフ場の9ホール目の間に滑走路があります。カサ・デ・カンポというアメリカ人がつくったドミニカの大リゾートを見てきました。そこへフランク・シナトラが来ましたり、サミー・デービス・ジュニアが来て、そのすばらしい、まるでギリシャの円形劇場のような野外劇場でショーをする、そのすぐ前は地獄の黙示録を写した場所だといわれております。そのジャングルを煌々と照らすライトでアメリカ人がどんどん自家用機でやってくるというすばらしいリゾート、カサ・デ・カンポという名前と呼ばれていましたが、そういうところを見たことがございます。隠岐島にも飛行場、島前にできるのか島後にできるのか、島後でございますか。それでは、大変そういう意味での離島振興に諸先生方の貴重な御体験、また地

元の住民から意見を聴取されました貴重な御意見などこれからまた頂戴をいたしたいと思
います。

大変長時間にわたりまして委員の先生方の御熱心な御討議をいただきましたこと、初め
てこうして分科会長を務めさせていただきますが、今後の御指導、御鞭撻をお願いいたし
まして、お礼のごあいさつ、閉会にいたしたいと存じます。

ありがとうございました。(拍手)

閉 会